

仕様書

1 名称

東区土木センター保全改修工事に伴う仮設ハウス等の借受

2 概要

東区土木センター庁舎の保全改修工事に伴い、必要となる仮設ハウス等を指定された期間に設置するものである。

3 納入場所（設置場所）

札幌市東区北 33 条東 18 丁目 1-6 東区土木センター敷地内
別添図のとおり（予定）

4 借受期間

令和 5 年 8 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで（3 ヶ月間）

設置は令和 5 年 7 月 31 日まで、撤去は 11 月 1 日以降に行うこと。

工事の進捗状況によっては、協議の上、借受期間を延長することがある。その場合、契約の変更を行う。

5 設置物の仕様

(1) 仮設ハウス 2 棟（2 連 1 棟）

※仕様は 2 連棟時である。

構造	角形鋼管・軽量形鋼
外寸法	幅 46,600mm×長さ 5,600mm×高さ 2,697mm 程度
面積	26.10 m ² (7.89 坪) 程度
設備	漏電ブレーカー：20A・2P・100V 2 個 照明器具：40W×6 ヶ所 スイッチ：壁付け 2 ヶ所 コンセント：6 ヶ所 換気扇：1 ヶ所
その他	床仕上げ：長尺シート 厚さ 2.5mm 25 m ² 程度 ソフト巾木：高さ 60mm 庇：屋根部分 下地木材及び塩ビ板 各 2,000mm×1,500mm 程度 1 ヶ所 壁部分 塩ビ板 1,500mm×2,600mm 程度 2 ヶ所 ※設置位置は、別添図面により確認 流し台：3 台 幅 600mm×奥行 550mm×高さ 800～850mm 程度 目皿、排水ホース付 ※設置位置は、別添図面により確認 間仕切りパネル：幅 600mm×高さ 2,400mm 程度 8 枚

	<p>※設置位置は、別添図面により確認</p> <p>出入口：4カ所</p> <p>※位置は、別添図面により確認</p> <p>渡り廊下：屋根部分 下地木材及び塩ビ板 各 1,500mm×7200mm 程度 1ヶ所</p> <p>壁 木材 1,500mm×2,697mm 程度 2ヶ所</p> <p>木材 1,700mm×2,697mm 程度 1ヶ所</p> <p>床 パネコート 1,500mm×7200mm 程度 1ヶ所</p>
--	--

(2) トイレハウス 1棟

構造	鉄骨造平屋建
外寸法	幅 2,400mm×長さ 7,200mm×高さ 2,603mm 程度
面積	17.28 m ² (5.22 坪) 程度
設備	<p>漏電ブレーカー：50AF・3P・100V/200V 1個</p> <p>パネルヒーター：200V 1個 100V 5個</p> <p>照明器具：40W×2ヶ所 60W×5ヶ所</p> <p>コンセント：11ヶ所</p> <p>洋式便座（ウォッシュレット付）： 4台（男性用トイレ3台・女性用トイレ1台）</p> <p>小便器：3台</p> <p>手洗い：3台（男性用トイレ2台・女性用トイレ1台）</p> <p>ペーパーホルダー：4ヶ所</p> <p>エアコン（室外機付）：2台 （男性用トイレ1台・女性用トイレ1台） 電源 単相 100V 運転電流 最大 20A</p> <p>換気扇：5ヶ所 （男性用トイレ4ヶ所・女性用トイレ1ヶ所）</p> <p>出入口：2ヶ所</p>

(3) 多機能簡易水栓トイレ 1棟

外寸法	幅 2,050mm×長さ 3,200mm×高さ 2,630mm 程度
面積	6.56 m ² (1.98 坪) 程度
その他	<p>洗浄方式：手動簡易水洗式</p> <p>ポンプ吐出量：250CC 程度</p> <p>水タンク容量：手洗い用 50L 程度 便器洗浄用 50L 程度</p>

	便タンク容量：400L程度 漏電遮断機：20A程度 床：JIS I類合板 12mm CF張 壁：カラーサイディング 15mm 屋根：カラートタン下地コンパネ 出入口：吊引き戸 幅 1,020mm 窓：3ヶ所 室内照明：17.5W 1箇所 ソーラーセンサー式 LED 1箇所 換気扇：ソーラー式 1箇所 外部通報：非常ボタン（ひも付き） LED 回転灯付
--	---

6 その他特記事項

- (1) 仮設ハウス等の設置場所は別添図のとおり予定しているが、詳細は設置前に発注者に確認すること。
- (2) 仮設ハウス等の設置及び撤去の際には、事前に発注者と日程等の調整・協議を行うこと。
- (3) 本仕様書のほか札幌市契約規則及び関係法令に従い、安全に十分配慮し作業を行なうこと。
- (4) 作業に必要な工具、消耗品等は受注者が用意すること。
- (5) 給排水仮設配管工事及び電気引込工事は、発注者が行う。
- (6) 仮設ハウス等の組立費、解体費、修繕費、運搬費等は、賃貸借料に含むものとする。
- (7) 仮設ハウス等の設置の際には、必要に応じてゴムブロックを敷設すること。費用は、賃貸借料に含むものとする。
- (8) 賃貸借期間において利用者の通常の使用により生じる傷・劣化に対する修繕に係る費用については、賃貸借料に含むものとする。
- (9) 給排水仮設配管工事及び電気引込工事により、仮設ハウス等を加工した場合、発注者は復旧しないものとする。
- (10) 仮設ハウス等や付属設備等の設置後、作動状況の確認を行い、最良の状態ではない場合は、受注者が原因究明に協力すること。
- (11) その他、この仕様に定めのない事項については、発注者と協議を行うこと。

7 提出書類（借受終了時提出）

- (1) 納品書
- (2) 設置状況等写真（設置前、設置作業状況、設置後、撤去作業状況、撤去後）
- (3) その他、発注者が求めるもの。

8 担当課

東区土木部維持管理課事務係（担当 大澤）

札幌市東区北 33 条東 18 丁目 1-6 東区土木センター

011-781-3521

higashido.keiyaku@city.sapporo.jp